

# 第12回 在宅レセプト勉強会

---

## 特定保険医療材料の算定①

# 目次

## テーマ

## おわりに

1. 特定保険医療材料とは？

2. 算定の方法

3. 該当する材料

4. 留意事項と算定例

4. 質疑応答

# 1.特定保険医療材料とは？

## 特定保険医療材料とは

- 医療機関で使われる医療機器や衛生材料のうち、厚生労働省が別に価格を定めており、**診療報酬とは別に**算定できるもの。
- 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」に記載がある項目を指す。
- 在医総管、施医総管には**包括されない**。

# 1.特定保険医療材料とは？

## 特定保険医療材料とは

- 医師の診療日以外に訪問看護ステーション等の看護師等が点滴又は処置等を実施した場合、診療所・病院側が用いた特定保険医療材料の費用を算定する。
- この場合、**使用された日をレセプトの摘要欄に記載**すること。

# 1.特定保険医療材料とは？

表1 在総管・施設総管に包括される報酬項目

## 医学管理等

- ・特定疾患療養管理料
- ・小児特定疾患カウンセリング料
- ・小児科療養指導料
- ・てんかん指導料
- ・難病外来指導管理料
- ・皮膚科特定疾患指導管理料
- ・小児悪性腫瘍患者指導管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・生活習慣病管理料

## 在宅医療

- ・衛生材料等提供加算
- ・在宅寝たきり患者処置指導管理料

## 投薬

- ・投薬費用(処方箋料, 外来受診時の投薬費用含む)

## 処置

- ・創傷処置
- ・爪甲除去
- ・穿刺排膿後薬液注入
- ・喀痰吸引
- ・干渉低周波去痰器による喀痰排出
- ・ストーマ処置
- ・皮膚科軟膏処置
- ・膀胱洗浄
- ・後部尿道洗浄

- ・留置カテーテル設置

- ・導尿
- ・介達牽引
- ・矯正固定
- ・変形機械矯正術
- ・消炎鎮痛等処置
- ・腰部または胸部固定帯固定
- ・低出力レーザー照射
- ・肛門処置
- ・鼻腔栄養

## 基本診療料

- ・情報通信機器を用いた場合の再診料

## 2.算定の方法

材料価格を10円で割った点数を算定する。

1. 医療機器・材料（保険医療材料）の費用を手技料・薬剤料と別途算定する場合は、材料価格基準表に規定されている材料価格により算定する。
2. 端数が生じた場合は、端数を四捨五入した点数とする。

## 2.算定の方法

3. 特定保険医療材料以外の保険医療材料については、手技料の所定点数に含まれており、別途算定できない。
4. 特定保険医療材料以外の保険医療材料を処方せんにより給付することは認められない。  
さらに、患者に持参させ又は購入させてはならない。
4. 薬事承認又は認証された使用目的以外に用いた場合は、算定できない。

## 2.算定の方法

### 保険薬局で交付できない特定保険医療材料

- **自己注射**以外の目的で患者が使用する注射器
- **在宅医療**以外の目的で患者が使用する特定保険医療材料

**自己注射**・・・インスリン製剤（糖尿病）  
テリパラチド製剤（骨粗鬆症） 等

**在宅医療**・・・膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル  
皮膚欠損用創傷被覆材 等



### 3.該当する材料（一部）

- 在宅中心静脈栄養用輸液セット
- 在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ
- 在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル
- 皮膚欠損用創傷被覆材中心静脈用カテーテル
- 栄養カテーテル
- 気管内チューブ                    等

厚生労働省HPより、  
「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」を  
ご確認ください。

## 4.留意事項と算定例

## 在宅中心静脈栄養用輸液セット

- 1月につき7組以上用いる場合において、**7組目以降**の中心静脈栄養用輸液セットを算定する。



実際の算定は・・・

|                               |                                          |
|-------------------------------|------------------------------------------|
| ①在宅静脈栄養法指導管理料                 | 3,000点／月                                 |
| ②在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算            | 2,000点／（月6組）<br>※月7組目以上の場合は、特定保険医療材料で算定。 |
| ③在宅注入ポンプ加算<br>※注入ポンプを使用している場合 | 1,250点／（2月に2回）                           |
| ④薬剤料                          |                                          |

$$\rightarrow \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = 6,250\text{点} \sim$$

## 4.留意事項と算定例

### 皮膚欠損用創傷被覆材

- いずれかの在宅療養指導管理料を算定していて、**皮下組織に至る褥瘡**を有する患者に対して使用した場合。
- **在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料**を算定している場合。  
※上記管理料以外の患者に対して使用する場合は、**原則として3週間**を限度として算定する。  
※それ以上の期間において算定が必要な場合には、診療報酬明細書の摘要欄に詳細な理由を記載する。
- 同一の部位に対し複数の創傷被覆材を用いた場合は、**主たるもの**のみ算定する。



実際の算定は・・・

## 4.留意事項と算定例

## 皮膚欠損用創傷被覆材

- 真皮を越える褥瘡（100cm<sup>2</sup>未満）の患者さん

※下図にある管理料の施設基準等は、満たしているものとする。

|                |                                            |
|----------------|--------------------------------------------|
| ①重度褥瘡処置        | 90点／日（2月まで）                                |
| ②在宅患者訪問褥瘡管理指導料 | 750点<br>※初回のカンファレンスから起算して<br>6月以内に限り、3回まで。 |
| ③特定保険医療材料（被覆材） |                                            |

$$\rightarrow \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 840 \text{点} \sim$$

## 4.留意事項と算定例 **胃瘻**

- 交換用胃瘻カテーテルは、**24時間以上体内留置した場合**に算定できる。
- バンパー型の交換用胃瘻カテーテルは、**4 か月に 1 回**を限度として算定できる。

 実際の算定は・・・

## 4.留意事項と算定例

### 胃瘻

|                           |                                |
|---------------------------|--------------------------------|
| ①経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法       | 200点／回                         |
| ②在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料        | 2,500点／月<br>※初回算定日から起算して1年を限度。 |
| ③画像診断及び内視鏡等               | 1回に限り算定可能。                     |
| ④特定保険医療材料<br>(交換用胃瘻カテーテル) |                                |

→①＋②＋③＋④＝2,700点～

## 4.まとめ、質疑応答

# 質疑応答

ご清聴ありがとうございました  
ご不明点、ご質問はメールにてお問い合わせください。



info@medical-takt.com

次回：6月27日（金）13：00～